

登記事項証明書等の交付の 請求をする場合の手数料が 改定されます！ (平成23年4月1日から)



手数料が
安くなります！
オンライン・
インターネットなら
さらにお得!!

また、平成23年4月1日から、オンラインで不動産又は会社・法人の登記事項証明書等の交付の請求をした場合でも、登記所の窓口で受け取ることができるようになります。

なお、同日から、登記所の窓口における手数料の納付は、収入印紙を使用していただくこととなりますが、**引き続き登記印紙も使用することができます(収入印紙と登記印紙を組み合わせることもできます。)**

不動産及び商業・法人登記の主な手数料

証明書等の種類		改定前	改定後
書面で請求	登記事項証明書	1,000円	700円
オンラインで請求	登記事項証明書(送付で受領)	700円	570円
	登記事項証明書(窓口交付で受領)	—	550円(新規)

インターネット登記情報提供サービスの主な手数料

提供される情報	改定前	改定後
全部事項	457円	397円
地図、土地所在図等	447円	427円

※動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する概要記録事項証明書、成年後見登記に関する登記事項証明書等の手数料も、改定されます。

《詳しくは、次のホームページにアクセスしてください。》

法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

法務省民事局



◇ 主な登記手数料一覧【平成23年4月1日～】

区 分		手数料額	枚数等加算	
不動産及び 商業・法人登記	登記事項証明書 (謄抄本)	書面請求	1通 700円	50枚超50枚までごとに100円
		オンライン請求・送付	1通 570円	
		オンライン請求・窓口交付	1通 550円	
	登記事項要約書の交付・登記簿等の閲覧		1通 500円	50枚超50枚までごとに50円
	証明(地図・印鑑証明を除く)		1通 500円	—
	地図等情報	書面請求	(*1) 500円	—
		オンライン請求・送付		
		オンライン請求・窓口交付		
	印鑑証明書	書面請求	1件 500円	—
		オンライン請求・送付	1件 460円	
		オンライン請求・窓口交付	1件 440円	
	筆界特定	筆界特定書の写し	1通 600円	50枚超50枚までごとに100円
		図面の写し	1図面 500円	—
手続記録の閲覧		1件 500円	—	
登記識別情報に 関する証明	書面請求	1件 300円	—	
	オンライン請求・交付(*2)			
本支店一括登記申請(*3)		1件 300円	—	
動産譲渡登記	登記事項証明書(*4)	書面請求	1通 800円	—
		オンライン請求・送付	1通 750円	
		オンライン請求・交付(*5)	1通 700円	
	登記事項概要証明書	書面請求	1通 500円	—
		オンライン請求・送付	1通 450円	
		オンライン請求・交付(*5)	1通 400円	
	概要記録事項証明書	書面請求	1通 350円	50枚超50枚までごとに100円
		オンライン請求・送付	1通 320円	
		オンライン請求・窓口交付	1通 300円	
債権譲渡登記	登記事項証明書(*4)	書面請求	1通 500円	—
		オンライン請求・送付	1通 500円	
		オンライン請求・交付(*5)	1通 450円	
	登記事項概要証明書	書面請求	1通 300円	—
		オンライン請求・送付	1通 300円	
		オンライン請求・交付(*5)	1通 250円	
	概要記録事項証明書	書面請求	1通 350円	50枚超50枚までごとに100円
		オンライン請求・送付	1通 320円	
		オンライン請求・窓口交付	1通 300円	
後見登記	後見登記		1件 2,600円	—
	変更登記		1件 1,400円	—
	後見命令等登記		1件 1,400円	—
	登記事項証明書	書面請求	1通 550円	50枚超50枚までごとに100円
		オンライン請求・送付	1通 380円	
		オンライン請求・交付(*2)	1通 320円	
	登記されていないことの 証明書	書面請求	1通 300円	—
		オンライン請求・送付	1通 300円	
オンライン請求・交付(*2)		1通 240円		
インターネット 登記情報提供 サービス (*6)	全部事項(登記記録の全部の情報の提供)		1件 397円	—
	所有者事項(不動産の所有権の登記名義人のみの情報の提供)		1件 147円	—
	地図,土地所在図等の情報の提供		1件 427円	—
	登記事項概要ファイルに記録されている情報(動産・債権)		1件 187円	—

- ※1. 手数料納付の単位については、地図等の証明書は「1筆の土地又は1個の建物」、土地所在図等の証明書は「1事件」となります。
- ※2. オンラインにより交付の請求をした証明書を電磁的記録としてオンラインで交付を受ける場合をいいます。
- ※3. 手数料納付の単位については、支店所在地における登記申請1件となります。
- ※4. 1個の動産又は債権ごとに証明したものです。複数の動産又は債権を一括して記載した証明書については、動産又は債権の個数に応じて手数料が加算されます。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。
- ※5. オンラインにより交付の請求をした証明書を窓口で交付を受ける場合及び電磁的記録としてオンラインで交付を受ける場合をいいます。
- ※6. 手数料額には、指定法人手数料(17円)を含みます。
詳しくは、インターネット登記情報提供サービスホームページ (<http://www1.touki.or.jp/>) をご覧ください。